

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては <u>100分の200</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

第2条 春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の190</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の205</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の195</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の200</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の部分は、平成２３年４月１日から施行する。